国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2021年度)

作成日 2021/10/29 最終更新日 2021/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年10月29日
国立大学法人名		国立大学法人鳴門教育大学
法人の長の氏名		山下 一夫
問い合わせ先		総務部総務課総務係(TEL:088-687-6000、E-mai:soumu@naruto-u.ac.jp)
URL		http://www.naruto-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議	長会及び監事等	の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認方法】 令和3年9月2日開催の第3回経営協議会において、各委員へ事前送付した各基本原則・原則・補充原則(以下、各原則等と言う。)に係る対応状況一覧に基づき、各原則等の適合状況について説明を行い、意見聴取を行いました。その後、当該意見に対する本学の対応等について取り纏めた後、令和3年10月7日開催の経営協議会において、最終の確認を行いました。 【確認結果】 ガバナンス・コードの各基本原則・原則・補充原則(以下、各原則等と言う。)について、的確に対応し、外部から見てもよくわかる報告書になっていると考えます。 引き続き、継続的な見直し・改善を行うことにより、より適切なガバナンス体制を構築することを期待します。
監事による確認	更新あり	【確認方法】 監事に対しては、個別に各原則等の適合状況等について説明を行い、意見 聴取を行った上で、令和3年10月5日開催の役員懇談会において、いただい た意見に対する対応等について協議しました。 【確認結果】 報告書の記載は適切であり、各原則等に対応できていると考えます。昨年 度の報告書の記載から、具体的な状況や客観的なデータ等を追記することに より、全体として、外部の方々に本学の状況を、よりご理解いただける内容 に改善されていると考えます。 なお、以下の事項について、更なるガバナンス体制の強化に向けて、改善 の余地があると考えます。 ○「本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況」欄について 記載欄に「確認方法」を記載したほうが良いと考えます。 (本学の対応) ご意見を踏まえ、今年度から「確認方法」を記載することとしました。

		○原則1-1 鳴門教育大学のミッションが何なのか、報告書の記載から読み取れない。 「ミッション」,「ビジョン」,「目標」,「戦略」の位置付けについて整理して体系的に記載した方が良いと思います。 (本学の対応) ご意見を踏まえ,「ミッション」,そしてそれを実現するために「ビジョン」,「目標」,「戦略」の位置づけについて整理し,外部の方々ご理解いただけるよう,記載内容を改めました。
		○補充原則 1 - 2④ 評価結果を公表しているとあるが、当該評価結果を今後の改善にどのように生かしているかについても記載した方が良いと思います。 (本学の対応) ご意見を踏まえ、評価結果を今後の改善に繋げるための内部質保証体制について、記載内容を改めました。
監事による確認	更新あり	○補充原則 1 - 3③ 「国立大学法人鳴門教育大学人事方針」について、各項目の検証方法を具体に記載してはどうでしょうか。 (本学の対応) 当該人事方針は策定から日が浅い(令和3年1月14日策定)ことから、検証体制等については、今後検討して参りたいと思います。
		○補充原則 1 - 4② 「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針について,現状の登用状況と,今後の具体策を記載してはどうでしょうか。 (本学の対応) 現時点における登用の状況を記載するとともに,当該方針に基づく人材育成及び登用に係る今後の方向性について,追記しました。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原		当法人は,各原則を(下記に説明する原則を除き)すべて実施していま
則の実施状況	更新あり	す。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等	更新あり	【補充原則 3-4-1①】 学生収容人数,予算規模及び組織体制等が小規模であることから,その業務量等を鑑み,これまでは非常勤監事2名の体制としていましたが,学長のリーダーシップ強化に伴い,今後は学長への牽制機能を強化する必要があると考え,現監事の任期(令和2年9月1日~令和6年8月31日)終了後,次期監事から1名を常勤化することとしています。

【国立大学法人ガバナンス	・コードの各	原則に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1	更新あり	本学は「教育は国の基である」という理念の下に、教員養成大学として時代の要請
ビジョン、目標及び戦略		に応えるべく,高度な教職の専門性と教育実践力,かつ豊かな人間愛を備えた高度専
を実現するための道筋		門職業人としての教員の養成を最大のミッションとして掲げている。
		当該ミッション実現のため、第3期においては、中期目標における「大学の基本的
		な目標」をビジョンとして位置づけており、以下の中期目標を戦略として位置づけて
		いる。
		1. 教育委員会や他大学との連携による徳島県地域・四国地域における教員養成・研
		修の高度化
		2. いじめ防止に向けた地域に根ざした教員養成・研修の充実と支援の全国への拡大
		3. グローバル教員養成・研修及び開発途上国の教育力向上を目指した日本型教育シ
		ステムによる教育支援
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00130554/dai3ki-tyuukimokuhyou-tyuukikeikaku.pdf
		(戦略として該当する目標は【45】, 【11】, 【18】)
		なお、中期目標の策定に当たっては、経営協議会において、委員からの意見を積極
		はあ、中期目標の東定に当たりでは、経営励議会において、安貞が900意見を慎極的に聴き、社会のニーズ等を踏まえながら策定している。
	更新あり	戦略的な目標の状況と成果についても記載した業務実績報告書を、経営協議会にて
目標・戦略の進捗状況と		審議した上で,本学ウェブページにて公表している。
検証結果及びそれを基に		自己点検・評価委員会において,本学の内部質保証に関しては,「鳴門教育大学の
改善に反映させた結果等		 内部質保証に関する方針」に則り,内部質保証体制の下,改善状況及び進捗状況等の
		達成度を検証し,報告書にまとめ,公表している。
		・「経営協議会議事録」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/003001.html
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00140522/20191113_shituhosyo.pdf
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011003.html
補充原則 1 - 3 ⑥ (1)	更新あり	運営・教育研究組織図のとおり、法人経営及び教学運営の実施に係る体制を構築し
経営及び教学運営双方に		公表している。
係る各組織等の権限と責		・「運営・教育研究組織」
任の体制		https://www.naruto-u.ac.jp/information/03/002.html
		<u> </u>
		組織については「鳴門教育大学教育研究組織規則」に規定しており、各組織におい
		て、権限と責任を明確にした上で、組織全体として、自主的・自律的・戦略的な法人
		経営を可能とする体制を構築している。
		· 「国立大学法人鳴門教育大学学則」
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00160131/101.pdf
		https://www.naruto-u.ac.jp/ files/00158329/206.pdf
補充原則1-3⑥(2)	更新あり	教員・職員の適切な年齢構成の実現,性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダ
教員・職員の適切な年齢		イバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針である「国立大学法人鳴門教育大学
構成の実現、性別・国際		人事方針」を策定し、当該方針に基づき積極的に登用を行っている。
性・障がいの有無等の観		・ 「国立大学法人鳴門教育大学人事方針」
点でのダイバーシティの		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00157575/sougoujinnjihousin2021.pdf
確保等を含めた総合的な		│ │ 本方針に基づき適正な年齢構成の実現のため教員採用については講師又は准教授
人事方針		として実施している。また,女性大学教員比率は25%となっている。
	Ļ	

缉大 <u>Б</u> 则 1 2 ○ (2)	声 蛇 # リ	白さの圧はも見上ルナスがく行う活動のとはに立面も土山姫里がスの土山と吐こっ
補充原則 1 - 3⑥ (3)	更新あり	自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及びその支出を賄える
自らの価値を最大化する		収入額の見通しを含めた中期的な財務計画について,「中期計画」及び「年度計画」
べく行う活動のために必		において,中期目標期間及び各年度の「予算(人件費の見積りを含む),収支計画及
要な支出額を勘案し、そ		び資金計画」を策定し,大学ウェブページで公表している。
の支出を賄える収入の見		・「中期的な財務計画(国立大学法人鳴門教育大学中期計画 26~34頁 予算(人件費
通しを含めた中期的な財		の見積りを含む。),収支計画及び資金計画)」
務計画		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00130554/dai3ki-tyuukimokuhyou-tyuukikeikaku.pdf
補充原則 1 - 3 ⑥ (4)	更新あり	■ 本学の教育研究に係る財務状況,運営状況,キャッシュ・フロー等を示した「財務
及び補充原則4-13	2,1/1 = 2 7	諸表し、財務データと事業内容等関連付けて示した「事業報告書」等を義務的開示事
教育研究の費用及び成果		項として公表している。
等(法人の活動状況や資		このほか、本学独自の取組として、財務情報と教育研究活動の状況・成果等の関連
金の使用状況等)		性を分かりやすく示した「財務レポート」を毎年度作成し、動画・音声による情報開
		示も行うことで、ステークホルダーとのエンゲージメントを通じた自律的チェック体
		制の強化を目指している。
		・「財務諸表」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/004001.html
		・「事業報告書」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/004003.html
		・・「財務レポート
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/004004.html
補充原則 1 - 4 ②	更新あり	法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針「国立大学法人鳴門教育大
法人経営を担いうる人材		学経営等人材育成方針」を策定し公表している。当該方針に基づき,副理事・副学
を計画的に育成するため		長・専攻長・センター所長等へ適任者を登用し法人経営の一端を担わせるとともに、
の方針		計画的に各種研修等に参加させること等により、早い段階から法人経営の感覚を身に
		付けさせ,次代の経営人材を育成する体制を構築している。
		・「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00157582/keieijinnzaiikuseihousin2021.pdf
		本学が設置する10センターのうち、2センターの所長として40代前半の教員を登用
		し人材育成を図っている。
		今後も引き続き、当該方針に基づく人材育成及び登用を積極的に推進することとし
		ている。
原則2-1-3		「国立大学法人鳴門教育大学役員規則」及び「鳴門教育大学副学長規則」におい
理事や副学長等の法人の		て、理事及び副学長の責任・権限を定めて公表するとともに、学長をサポートする体
長を補佐するための人材		制を構築している。
の責任・権限等		· 「国立大学法人鳴門教育大学役員規則
The state of the s		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00147705/236.pdf
		・「鳴門教育大学副学長規則」
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00147682/238.pdf
原則2-2-1	更新あり	役員会は,国立大学法人法で定められた重要事項等について,各種委員会,経営協
役員会の議事録		議会及び教育研究評議会等各機関での審議事項について十分な検討・討議を行うな
		ど,法人の中核的な機能を担っている。また,通常は月2回の定例開催としている
		が,迅速な対応が求められる場合は,臨時役員会を開催するなど適切な運営を行って
		おり、その議事録は、ウェブページ上で公表し、審議状況の透明性を担保している。
		- 「役員会議事要録」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/003003.html
		_

原則 2 - 3 - 2		「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」に定める外部人材登用に係る観
[
外部の経験を有する人材		点に基づき、他の教育研究機関等における経験を有する人材を、外部から理事等として発用する。
を求める観点及び登用の		て登用することにより、経営層の厚みを確保している。
状況 		·「国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針」
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00157582/keieijinnzaiikuseihousin2021.pdf
補充原則 3 - 1 - 1①	更新あり	多様な関係者からの本学に期待する事項を的確に把握し、効率的かつ効果的な法人
経営協議会の外部委員に		経営に生かすことを目的に、「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会の学外委員選考
係る選考方針及び外部委		方針」を以下のとおり策定して公表している。
員が役割を果たすための		(1)教育や教員養成に深い知見・実践経験を有する者,自治体において行政や教育
運営方法の工夫		の経験を有する者,企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者,国立大学の経
		営に知見・経験を有する者,報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取で
		きるように選考する。
		(2)全国的な視野,地域からの期待等の意見を的確に把握できるように選考する。
		なお,会議運営に際しては,法人の経営に係る重要事項を精選して議題として設定
		 した上で、会議資料を事前に各委員に送付し確認いただくことで、限られた会議時間
		 内で効率的に意見交換を行えるよう運営している。また,会議の席で特にテーマを絞
		らずに学長から学外委員全員に多様な知見・経験に基づいた意見を求める機会を設け
		る等、審議を充実させるための工夫を行っている。
		· 「国立大学法人鳴門教育大学経営協議会の学外委員選考方針
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/003004.html
補充原則 3 - 3 - 1 ①	更新あり	「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」及び「国立大学法人鳴門教育大学学
法人の長の選考基準、選		長選考等規則実施細則」に則り,学長選考会議は,選考の都度,「望ましい学長像」
考結果、選考過程及び選		を作成し公表するとともに,選考日程その他必要な事項を定めて公示している。ま
考理由		た、選考の際には、意向調査の実施結果は参考として取り扱い、学長選考会議が、そ
		の権限と責任のもとで主体的に選考を行っている。
		なお,望ましい学長像,公示,選考過程及び選考理由等については,「学長候補者
		選考に関する情報」として,以下のウェブページ上に,公表している。
		一・「学長候補者選考に関する情報」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/018.html
補充原則 3 - 3 - 1②	更新あり	学長選考会議において,学長再任に係る審査手順及び,任期の上限等について検討
法人の長の再任の可否及		を行い,「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」及び「国立大学法人鳴門教育
び再任を可能とする場合		大学学長選考等規則実施細則」に規定するとともに、ウェブページ上に公表してい
の上限設定の有無		る。なお,本学においては,再任の場合の任期の上限は設定していない。
		・「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00154703/R2senkokaigikisoku.pdf
		I・「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則」
		https://www.naruto-u.ac.jp/ files/00154710/R2gakuchosenkokisoku.pdf
原則3-3-2	更新あり	「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」及び「国立大学法人鳴門教育大学学
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出	史制めり	
		長選考等規則実施細則」において、学長に職務上の義務違反等があり、職務を行わせることが適当でないと判断される場合には、任期途中でなっても党長選挙会議が紹任
るための手続き		ることが適当でないと判断される場合には、任期途中であっても学長選考会議が解任
		を申し出ることができるように手続き等を整備し、公表している。
		· 「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則」 https://www.naruto-u.ac.jp/ files/00154703/R2senkokaigikisoku.pdf
		· 「国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則
		T国立八子広入場「「教育八子子及送考寺成別大泥棚別」 https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00154710/R2gakuchosenkokisoku.pdf
		Trepos, 1 www.marato araos.jpt_mos/ votoT1 to/ N2Saraosiosesironisona.pui

補充原則 3 - 3 - 3 ②		「国立大学法人鳴門教育大学学長の業績評価に関する申合せ」に基づいて,学長の
法人の長の業務執行状況		業績評価を実施し,評価結果を本人に提示するとともに,ウェブページ上に公表して
に係る任期途中の評価結		いる。
果		・「国立大学法人鳴門教育大学学長の業績評価について」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/018.html
原則 3 - 3 - 4		※本学は大学統括理事を置いていない。
大学総括理事を置く場		7(1 3 1607 (3 1605)
合、その検討結果に至っ		
た理由		
, ,		
基本原則4及び原則4-		法令に基づく情報公開に加え、その他地域等との連携・協働に係る様々な情報を適
2		切に公表し、その透明性を確保することにより、社会から理解と支持を得るととも
内部統制の仕組み、運用		に、適切に連携・協働を行っている。(公表内容については、原則4-1及び補充原
体制及び見直しの状況		則4-1①に記載)
		また,「国立大学法人鳴門教育大学内部統制に関する規則」において,自らを律す
		る内部統制の仕組みを整備・実施することにより、国立大学法人の経営、教育・研
		究・社会貢献活動の安定性・健全性を示し、適正な法人経営を確保するとともに、内
		部統制の運用体制を公表している。
		・「国立大学法人鳴門教育大学内部統制に関する規則」
		https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00147712/205.pdf
原則4-1	更新あり	本学独自の取組として、教育研究活動の状況・成果等と財務情報の関連性を分かり
法人経営、教育・研究・	又机切り	やすく示した「財務レポート」を毎年度作成し、大学ウェブページで公表している。
社会貢献活動に係る様々		また、「財務レポート」を活用して、ステークホルダーに対する対話型説明会を実施
な情報をわかりやすく公		しているほか,「財務レポート」の内容を動画・音声により公表し,情報開示機会を
表する工夫		拡大している。
		・「財務レポート」
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/004004.html
		鳴門教育大学広報戦略において,ウェブページを情報発信における重要な広報媒体
		 と位置づけ,法人経営,教育・研究・社会貢献活動など,多岐にわたる情報を分類分
		 けして、積極的に情報提供をしている。
		また,大学概要や,学部案内,広報紙「鳴教かわら版」などの広報物を発行してい
		るほか、ウェブページ上でも閲覧を可能としている。
		・「法人情報(大学案内)の公開」※掲載内容:創設の趣旨・目的,運営組織,法定
		公開情報など
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/
		・「教育・研究の公開(教育・学生生活)」※掲載内容:入学料・授業料・奨学金,
		教育課程,課外活動など
		https://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/
		 ・「社会貢献活動の公開(研究活動・地域連携) ※掲載内容:産学連携・知的財
		産、公開講座、教員免許状更新講習など
		https://www.naruto-u.ac.jp/research/
		・「広報物の発行(大学案内>広報)」※掲載内容:大学概要,学部案内,鳴教かわ
		ら版など
		https://www.naruto-u.ac.jp/information/04/
<u>L</u>	ı	

補充原則 4 - 1① 対象に応じた適切な内 容・方法による公表の実 施状況 更新あり

教育研究活動の状況・成果等と財務情報の関連性を分かりやすく示した「財務レポート」において、主なステークホルダーの区分に応じた情報発信をしている。また、「財務レポート」を活用して、在学生、卒業生などのステークホルダーに応じた対話型説明会を実施している。

・「財務レポート|

https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/004004.html

本学ウェブページにおいて,広く周知するべき情報として,独立行政法人通則法,国立大学法人法,学校教育法施行規則などに基づく,法定公開情報はウェブページ「法人情報」及び「情報公開」に掲載している。

また、本法人の活動についても、入学希望者、在学生・保護者、卒業・修了生、地域住民とステークホルダー毎に、ニーズが高いと考えられるコンテンツを整理し、提供している。

- ・「法人情報(法定公開)」※掲載内容:業務方法計画書,中期目標・中期計画など https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/
- ・「公開(学校教育法施行規則 ほか)」※掲載内容:大学の教育研究上の目的,方針,教職員・学生数など

https://www.naruto-u.ac.jp/information/09/005.html

・「大学院入学希望の皆さまへ」※掲載内容:入試に関すること、教育課程に関することなど

https://www.naruto-u.ac.jp/g-examinee/

・「学部入学希望の皆さまへ」※掲載内容:入試に関すること,教育課程に関することなど

https://www.naruto-u.ac.jp/f-examinee/

・「社会人・地域の皆さまへ」※掲載内容:公開講座等について,施設の利用についてなど

https://www.naruto-u.ac.jp/general/

- ・「卒業生・修了生の皆さまへ」※掲載内容:証明書に関することなど https://www.naruto-u.ac.jp/graduate/
- ・「在学生・保護者の皆さまへ」※掲載内容:授業に関することなど,進路・就職情報に関することなど

https://www.naruto-u.ac.jp/student/

補充原則 4 - 1② 学生が享受できた教育成 果を示す情報 更新あり

学生が身に付けることが必要な資質・能力等について、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を具体的かつ明確に策定し、本学ウェブページにおいて公表している。

学生が享受できる教育について、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に従った 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、本学ウェブページ において公表している。

この2つの方針に基づき,本学の教育課程において修学することにより,所定の単位を修得し,必要な資質・能力を身に付けることができる。

本学で取得可能な教育職員免許状及び資格について、本学ウェブページにおいて公表している。

授業や教育等について,様々な角度から現状を把握し,改善に努めるため,授業評価や教育等に関するアンケートを実施し,その結果を本学ウェブページにおいて公表している。

https://www.naruto-u.ac.jp/information/05/007.html

・「学士課程のカリキュラム・ポリシー」

https://www.naruto-u.ac.jp/information/05/006.html

・「修士課程のディプロマ・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/information/05/009.html

・「修士課程のカリキュラム・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/information/05/008.html

・「専門職学位課程のディプロマ・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/information/05/011.html

・「専門職学位課程のカリキュラム・ポリシー」 https://www.naruto-u.ac.jp/information/05/010.html

・「学士課程で取得可能な教育職員免許状及び資格」 https://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/011.html

・「修士課程・専門職学位課程で取得可能な教育職員免許状及び資格」 https://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/012.html

・「学士課程の授業評価アンケートの実施結果」 https://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/04/007.html

・「教育等に関するアンケートの実施結果」 https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011005.html

学生の生活実態,修学(学習の成果,教育への満足度等),学生生活(各種支援への満足度等)など多岐に亘る項目についての調査結果をとりまとめた「学生生活実態調査報告書」を作成し,大学ウェブページで公表している。

https://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/017.html

年間の就職支援行事及び卒業生・修了生の進路状況及び就職活動体験記等を作成し、大学ウェブページで公表している。

https://www.naruto-u.ac.jp/career/

法人のガバナンスにかか	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報」につ
る法令等に基づく公表事	いて、以下の公式ウェブページに掲載している。
項	・「法人情報の公開」
	https://www.naruto-u.ac.jp/information/08/
	・「運営組織など」
	https://www.naruto-u.ac.jp/information/03/
	・「法人文書の公開」
	https://www.naruto-u.ac.jp/information/09/003002.html
	※「医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報」及び
	「医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報等」については,本学は該当な
	Lo